

What is the Cost of the Scholarship Project Policy?

journal or publication title	The Journal of Seigakuin University
volume	29
number	2
page range	89-98
year	2017-03
URL	http://doi.org/10.15052/00002987

〈原著論文〉

奨学金事業の政策コストとは何か

柴田 武男

抄 録

財務省理財局による奨学金事業の政策コストは、日本学生支援機構への税金投入金額を試算するものであり、主に国からの補助金額が問われる。日本学生支援機構の奨学金事業は、規模は拡大しながらも国から投入される金額は減少し続けて、財政投融资の優等生といえる存在である。しかし、その利益の源泉は、有利子奨学金からの利息収入と延滞金である。日本学生支援機構の目的は、「安心して学ぶことができる修学環境の整備」であるのに、政策コストの低減だけを目的に厳しい取り立てをするのでは、その存在意義を問われることになる。

キーワード：政策コスト，財務省理財局，財政投融资，奨学金事業，日本学生支援機構

はじめに

財務省理財局は、「政策コストの精査や償還確実性の確認などをよりの確に行うこと」を目的として、その理解を助けるために『政策コスト分析に関するハンドブック』⁽¹⁾を作成している。このハンドブックによると、財務省による政策コストの定義は「政策コスト分析は、財投対象機関（特殊法人等）が、財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件を設定して将来にわたるキャッシュフローを推計し、これに基づいて、①国から将来にわたって投入されると見込まれる補助金・補給金（以下、補助金等）と、②投入された出資金・無利子貸付金（以下、出資金等）による利払軽減効果などの額を試算」⁽²⁾するということになる。要するに、「財政投融资を活用している事業」にいくら税金が投入されるのか、それを計算するということである。ここでは、対象事業として奨学金貸与事業を検討するが、具体的には、日本学生支援機構とその前身である日本育英会について税金がどのくらい投入されたのかを検証する作業となる。

直近の数字となる「平成 28 年度政策コスト分析について」⁽³⁾で日本学生支援機構の政策コストをみると、1142 億円となっている。内訳を確認すると、1. 国からの補助金等 1,162 億円、2. 国への資金移転 0、3. 国からの出資金等の機会費用分△19 億円となっている。政策コストは 1. マイナ

ス2. プラス3. として計算されるから、1162億円 マイナスゼロ プラス マイナス19億円
イコール 1142億円となる。各項目は次のように説明されている。

- ①将来、国から支出されると見込まれる補助金等【国からの補助金等】から、
- ②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等【国への納付金等】
を差し引いて割引現在価値を求め、これに、
- ③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額【国にとっての機会費用】

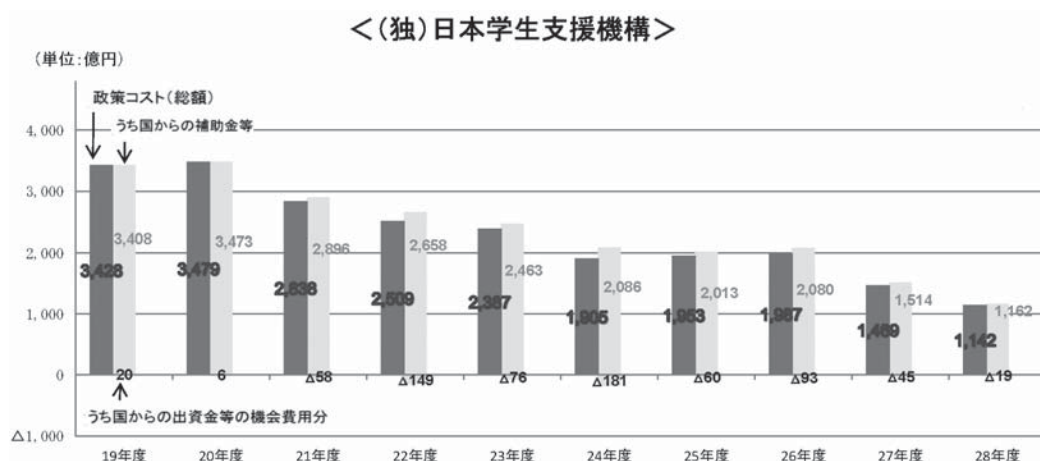
分りにくいのは③であるが、出資金などは無利子で貸し付けられているから、その金額を運用に回せば収益を上げられる。しかし、出資金として日本学生支援機構にその金額を投じれば、国としてはこの収益を失うことになる。この失う金額を機会費用としているのである。日本学生支援機構からすると、実質的な利子補給となる。それでは、この金額がマイナスになるというのはどのようなことなのか。機会費用を計算する上での前提となる金利が、「国債流通利回りの実績値に基づき」というものであるから、市中金利が上昇すればそれだけ得られるべき運用収益が大きくなり、機会費用が、ここでは逸失利益とも表現できるが、大きくなる。逆に、指標となる中期国債の流通利回りがマイナスとなれば、出資金はゼロ金利とされるから、機会費用もマイナスとなる。通常、機会費用はプラスの値であるべきだが、マイナス金利という異常な状態で国債流通利回りがマイナスとなれば機会費用もマイナスの値になりえる。

しかし、この一般的な説明は日本学生支援機構に当てはまらない。国債の流通利回りがマイナスとなったのは2016年3月⁽⁴⁾からである。ところが、日本学生支援機構は機会費用がそれ以前からマイナスとなっている。これは、「なお、上の例に関し、10年後に事業収益によって生じた剰余金2億円を加えた102億円を国に返還するような場合には、出資金の機会費用10億円とともに、その剰余金2億円を政策コストのマイナス要因と捉えて政策コストを推計することとしています。」⁽⁵⁾という説明から理解できる。機会費用として計上される金額より「事業収益によって生じた剰余金」が上回っているということになる。つまり、機会費用がマイナスとは、機構に剰余金が生じている、事業が黒字経営の組織だということになる。

2. 財務省理財局による日本学生支援機構の政策コスト

財務省理財局は財政融資資金を管轄する部署として、財政融資資金を利用している組織である財投機関に関して政府からの補助金、すなわち税金の投入金額について政策コストを試算している。独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）に絞ってまとめたのが表1である。この表から、機構がいかに「効率的」な組織として生まれ変わったのかがよく読み取れる。

表1 (参考) 構成要素別政策コストの推移



(注) 各年度の政策コストは、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(ポイント)

- ・新規貸与額の増加に伴い利子補給金が増加していること等の影響により、20年度までは政策コストは増加傾向。
- ・21年度以降は、前提金利の低下等に伴い政策コストは減少傾向。また、25年度以降貸与人員は減少しており、28年度計画で84.4万人。

(参考) 将来の利子補給金の負担の軽減等から、19年度採用者から以下の制度改正を行ったことにより、金利のミスマッチを解消

- ① 奨学生の選択した返還の金利条件(固定・5年ごと見直し)にあわせて財政融資資金に借換え
- ② 返還利率については、学生等が固定・変動制の選択を可能とし、財政融資資金の借入れをその選択状況にあわせて実施。

出典：財務省理財局「平成28年度政策コスト分析について (独)日本学生支援機構」

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa280726/11.pdf

二つの点で、機構は財投機関として優等生である。一つは、平成19年度には3,428億円であった政策コストが、平成28年度には1,142億円と激減していることである。しかも、この間奨学金事業の根幹を成している貸与人数および貸与金額は687,608人、5,777億円(ともに実績値)から844,026人、7,686億円(ともに計画値)と事業は増大しているのである。事業は増大しているのにも関わらず、政策コストはほぼ三分の一に激減しているのである。さらに、機構は利益剰余金を計上して平成21年度から一貫して政策コストは国からの補助金額を下回っているのである。機構は黒字経営であるから、本来、国として掛かるはずの政策コストが減少しているのである。

しかし、機構が財投機関の優等生であるという数字は、細目を詳細に検討するといくつかの問題点が浮かび上がってくる。それは、表2から読み取れる。

機構の利益剰余金は発足年度の平成16年度では約14億円だったが、平成19年度には約118億円と急増する。平成22年度には533億円を記録し、その後も巨額な利益剰余金を計上している。利益剰余金は事業が黒字経営を意味するわけだから、歓迎すべきことなのだが、独立行政法人として公共性を謳っている組織としては簡単に歓迎すべき状況ではない。問題は、利益剰余金の出所である。この巨額な利益剰余金を支えているのが、学資金利息と延滞金収入である。学資金利息は約98億円から始まり、低金利にも関わらず急上昇して平成26年度には実績値で約378億円を記録し

表2 日本学生支援機構における政策コストの推移(2003年～2016年)(注記のない場合億円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 国からの補助金	873	1,423	2,501	3,076	3,408	3,473	2,896	2,658	2,463	2,086	2,013	2,080	1,514	1,162
2. 国への資金移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1～3小計	856	1,403	2,334	2,991	3,428	3,479	2,838	2,509	2,387	1,905	1,953	1,987	1,469	1,142
1～2小計	873	1,423	2,501	3,076	3,408	3,473	2,896	2,658	2,463	2,086	2,013	2,080	1,514	1,162
3. 国からの出資金等の機会費用分	△17	△20	△167	△85	20	6	△58	△149	△76	△181	△60	△93	△45	△19
4. 欠損金の減少分	△23	△25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1～4合計=政策コストA	834	1,379	2,334	2,991	3,428	3,479	2,838	2,509	2,387	1,905	1,953	1,987	1,469	1,142
分析期間	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
貸与実績・人数(人)	452,342	512,727	576,939	631,997	687,608	n.a.	82,2767	869,359	910,434	916,860	911,584	873,993	877,343 (計画)	844,026 (計画)
貸与実績・金額	3,441	4,112	4,727	5,294	5,777	n.a.	7,110	7,591	8,021	8,139	8,123	7,794	7,966 (計画)	7,686 (計画)
貸与残高・人数(人)	955,173	1,348,602	1,321,415	1,527,449	2,060,771	n.a.	2,249,868	2,493,888	2,734,079	2,952,468	3,146,106	3,301,083	n.a.	n.a.
貸与残高・金額	13,661	16,962	20,636	24,669	38,191	n.a.	38,529	43,499	48,456	53,048	57,133	60,480	n.a.	n.a.
利益剰余金(百万円)	n.a.	1,407	6,080	6,645	11,894	n.a.	957	53,341	10,375	14,290	19,901	23,436	28,243 (見込み)	32,849 (計画)
学資金利息(百万円)	10,168	9,794	10,855	11,595	13,116	n.a.	19,682	23,288	27,520	31,821	35,479	37,804	38,790 (見込み)	38,399 (計画)
延滞金収入(百万円)	1,692	1,194	1,300	1,736	2,219	n.a.	3,024	3,713	4,119	4,319	4,669	4,068	2,940 (見込み)	2,934 (計画)
機関保証加入件数	-	29,194	60,332	104,741	137,876	157,516	173,753	201,658	219,266	218,915	229,160	216,172	n.a.	n.a.
代位弁済数	-	-	3	11	24	268	1,929	3,382	3,899	4,227	5,456	6,848	n.a.	n.a.
代位弁済額(億円)	-	-	0.02	0.07	0.38	3.49	31.32	57.95	73.53	83.92	113.5	144.14	n.a.	n.a.

出所：財務省ホームページ http://www.mof.go.jp/ftp/summary/ftp/summary/policy_cost_analysis/index.htm より「政策コスト分析」各年度版から作成。ただし、平成22年度版が欠番となっている。また、機関保証は平成16年度以降の利用者が対象となっていて、平成17年度から統計が示されている。平成15年度は日本育英会を対象としていて、統計の性格としては異なっている。

ている。

さらに、延滞金収入は約 12 億円から平成 26 年度には約 47 億円を記録して、その後、見込み金額で減少しているのは、機構が平成 26 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率を年 10% から 5% に引き下げたからである。学資金の利息収入と延滞金収入が巨額ということは、それだけ奨学金の利用のコストが高くつく、つまり、返済に困難が生じやすいということである。

それを統計で物語っているのが、代位弁済数と代位弁済額である。機構の奨学金を利用する場合、連帯保証人と保証人が求められる。人的保証制度である。平成 16 年度からは、公益財団法人日本国際教育支援協会を保証機関として機関保証制度が始まっている。保証料を払うことで、人的保証を選択しなくても機関保証で機構の奨学金が利用できる制度である。機構からの奨学金が返済困難になると、保証機関が機構にその返済金額を立て替え払いし、今度は保証機関に返済義務が生ずる制度である。機構は債権確保が行われるが、債務者である奨学金利用者には返済義務が継続する。代位弁済は、奨学金の利用者が返済困難に陥ったことを示している。機関保証制度開始の翌年から代位弁済が始まり、3 件、200 万円の金額が計上されている。この後、平成 26 年度には 6,848 件、144 億 1,400 万円が記録されている。一件当たり約 210 万円である。注目すべきは、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、268 件、3 億 4,900 万円であったのが、1,929 件、31 億 3,200 万円と急増していることである。経済状況は、2008 年（平成 20 年）9 月のリーマンショックの影響はあるから返済能力の低下した状況は否定できないが、金額として 10 倍になるほどの影響とは理解しづらい。機構の督促方針が変更されたことも理由の一つと推定できるので、機構の年報で督促方針を確認しておく。

機構の平成 21 年度の年報による「[奨学金の返還促進に関する有識者会議]の提言（平成 20 年 6 月）を踏まえ、平成 22 年 2 月から、振替不能 4 回目以降のものを対象に、債権回収の委託を実施した（委託期間 平成 22 年 2 月～7 月）。平成 22 年 2 月および 3 月実施開始分における平成 21 年度中の回収状況は、回収件数は委託件数 6,318 件に対し 1,422 件、回収金額は請求金額 3 億 4,773 万円に対し 7,690 万円であった。」⁶⁾ という記述から、この年度から専門の債権回収業者、いわゆるサービサーの本格的利用が始まったことが読み取れる。これだけでなく、機構にとって問題となるのが文部科学省評価委員会による評価である。「奨学金貸与事業において、回収率が目標値に達成しなかったことや、一部業務（法的処理、機関保証）において、未実施件数が多いこと、基準の未整備があること、マニュアルに基づいた事務処理がなされていなかったこと等が判明したことから、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善措置が直ちに講じられる必要がある。」⁷⁾ という評価は機構の存立にも影響を与えかねない重大事項である。「機関保証において未実施件数が多いこと」という評価は、機構にとって代位弁済を強化させるのに十分なことである。機構の説明による代位弁済とは、「指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、日本学生支援機構の請求に基づき、保証機関が奨学生（返還者）に代わって残額を一

括返済します」⁽⁸⁾とあるが、この一定期間については別途「奨学規定」に明示されている。

「(保証機関への履行請求) 第41条第5条第1項第2号の保証を受ける要返還者が返還期限到来の日(期限の利益喪失日を含む。)から12月を経過してもなおその債務の全部又は一部の履行をしないときは、機構は保証機関に対して保証の履行を求めるものとする。ただし、特別の事由により必要があるときは12月を経ずして保証の履行を求めることができる。」⁽⁹⁾というものであるが、延滞した日から1年で代位弁済を自動的に実行していたら、ここで計上されている金額では収まらない。

財務省理財局監査はさらに厳しい。平成20年2～3月実施に実施された監査における指摘事項として、機関保証制度について下記のように指摘されている。

「○(財)日本国際教育支援協会に対する代位弁済請求について、18年度の実績が11件、7百万円(第一種学資金を含む。)に留まっているが、請求の対象となる債権(履行遅延が1年に達した債権)であるにもかかわらず、債務者に対する督促が不十分であること等、協会への請求要件を具備せず請求に至っていない債権(以下「請求未了債権」という。)797件、債権額1,021百万円(20年2月現在、第一種学資金を含む。)の存在を確認した。」

代位弁済が行われると、保証機関である(公財)日本国際教育支援協会(以下、協会)は、延滞金10%を課すとともに、一括返済を求めてくる。機構の奨学金を分割で返済出来ない利用者が一括で返済するのは困難だと容易に推定できる。その結果、協会の求償債権償却費は1,696,189,056円(平成27年度)になり、さらに、償却債権回収益はゼロ(平成27年度)となっているところに代位弁済に陥った利用者の経済的困難さが浮き彫りとなる。⁽¹¹⁾

機構は財投機関として優等生としても、その利益の源泉が学資金利息と延滞金収入であることを考えると、それが果たして、機構の使命である「優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的として、学資の有利子貸与事業を行っている。」⁽¹²⁾ということになるのか、疑問符がつく。

3. 日本学生支援機構の回収コストについて

延滞されている返還金の回収には膨大なコストが掛かっているが、その細目を確定するのは現在公開されている資料から、随意契約として明らかにされているところからその一端が読み取れるので検討しておく。

日立キャピタル債権回収株式会社を例にすると、延滞債権回収業務(延滞3年以上)一式という契約方式で、契約金額は104,185,284円となっている。意識内容は、予定回収率:12.0%として、

①回収率実績12%未満～10%以上:6.75%

- ②回収率実績 10%未満：6.5%
- ③返還期限猶予願送付手数料：200 円 / 件
- ④訪問に対する手数料：7,000 円 / 件

経費概算一式で 99,224,080 円、消費税 4,961,204 円、計 104,185,284 円ということであるが、問題なのはこの契約にインセンティブ方式が採られていることである。回収実績によって報酬が異なるのは、サービスとの契約でよくあることではあるが、ここでは問題である。日本学生支援機構による「有利子貸与事業は、学生等が自立し、安心して学ぶことができる適切な修学環境の整備、次代を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成ならびに国際相互理解の増進に寄与している。」ことになっているのだが、サービスが収益増大のためにインセンティブ方式で強硬な回収をしたら「安心して学ぶことができる適切な修学環境の整備」が損なわれることは自明である。機構は回収実績を上げるためにサービスの利用を強めているが、機構は貸金業者ではないのでそこに一定の節度が求められる。その節度をかなり逸脱しているのではないか、という危惧はサービスとの契約の増大によってますます強められる。

むすびにかえて……日本学生支援機構を強硬な回収業務に駆り立ててるもの

小泉純一郎首相時代、構造改革という名の市場の論理を公的な問題に持ち込むことが強行されていた。それを象徴するのが、規制改革・民間開放推進会議（以下、会議）である。その中で機構は存亡の危機に瀕した。会議が主導したことに、市場化テストがある。市場化テストとは「これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。」⁽¹⁴⁾であるから、機構といえども「価格・質の両面で最も優れた者」と認定されないと奨学金貸与事業から外される、即ち組織の廃止を意味する。具体的には、以下のようなやりとりが記録されている。

〈第 28 回市場化テスト WG・第 13 回官業民営化等 WG 合同 WG 議事録(文部科学省ヒアリング) 平成 17 年 11 月 8 日 (火)〉⁽¹⁵⁾

○八代主査 だから、どういう奨学金の特性なんですか、基本にお金を貸すことでしょうか。それが奨学金であることによって、なぜ民間の金融機関ではできないんですか。

○「奨学金事業は、例えば、学業不振者に対する、成績に対する学習指導ですとか、激励とか、学生に対する指導と一体不可分という特性がございます。例えば、返還の猶予・免除制度がありますけれども、これは学校における教育の成果といったものを評価、要するに教育の評価を伴うような事業であるということ。そういったものを考えますと、これを民間に委託するというようなことは、なじまないと考えるわけでございます。」(文部科学省高等教育局学生支援課課長栗山雅秀から

の反論)

「○安全専門委員 だから、金の出どころが国だというのは、それはほかに出す人がいないんだから当然ですよ。問題は、ディストリビューションというか、デリバリーをだれがするかという問題ですからね。お金は国が出すんです。そのディストリビューションをなぜ独法がやらなければいけないのか、一般銀行等がやってはなぜいけないのか。基準が決まっているんだから、だれがやったっていいじゃないですか、あとは資金の管理をきちんとして、それから返さない人からちゃんと取り立てるといふ機能があれはばいいんであって、それは独法よりも、ひょっとすると、銀行とか、あるいはサービサーの方がちゃんとやりはしないか、というのが世間の常識と思うんですが。」

文科省と日本学生支援機構からの説明は「民間委託には、なじまない」というものであるが、なぜ「なじまないのか」についての説明は説得的でなかった。それは、日本育英会から日本学生支援機構への組織変更自体が、構造改革路線に沿ったものであり、それ自体矛盾を含んだ組織となったからである。具体的には、「優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的」としながらもそれを「学資の有利子貸与事業」で遂行することにある。

機構の業務は、「有利子貸与事業」であるから、その点では銀行や貸金業者と何ら変わりはない。しかし、それは同時に「奨学金事業」でもあるのだ。奨学金事業であれば、「学生等が自立し、安心して学ぶことができる適切な修学環境の整備」が目的であり、文科省もそう指摘している。「安心して学ぶこと」を最優先とすれば、過酷な取り立てなどは出来ない、そうすると回収事業は滞る。この矛盾、どちらに力点を置くのか、それを迫ったのがこの会議である。市場化テストのポイントは業務の効率性であり、より具体的には資金回収で、延滞率を引き下げろという圧力となる。組織防衛のために、厳しい取り立ての必要性を機構はここで学んだのである。そして、これまで述べてきたように、政策コストは低減し優等生となった。

しかし、「政策コストは、その額の大小をもって単純に評価することは適当ではなく、その事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるべきものです。」というのが財務省理財局の立場でもある。財政融資資金は有償資金であるが、国民の資産でもある。それを預かって運用する論理が効率性だけであっては、財政融資資金もすべて民間で運用すればよくなり、その存在意義を失う。

日本学生支援機構で奨学金事業を行う必然性、それは何なのか、金融機関と化した日本学生支援機構にその答えはあるのか、それを根源的に問うたのが、そのもっとも逆に位置しているはずの「規制改革・民間開放推進会議」だったのである。政策コストで問われているのは、その効率性ではなく、日本学生支援機構の存在意義そのものなのである。

注

- (1) 財務省理財局編『政策コスト分析に関するハンドブック』については、財務省のホームページから入手できる。https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa200724h.pdf (2016年11月30日、現在)
- (2) 前掲同書
- (3) 「平成28年度政策コスト分析について」
- (4) 日本経済新聞「国債入札でマイナス利回り、将来は国民のツケにも」2016年3月3日号。
- (5) 『政策コストの分析』<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaitoa160629k.pdf>
- (6) 日本学生支援機構『平成21年度年報』8頁。
- (7) 前掲同書、47頁。
- (8) 日本学生支援機構ホームページ。http://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/tokusoku/kikan_hosho.html (2016年12月1日現在)
- (9) 「機関保証制度に関する諸規程（抜粋）」http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/sonota/kikanhosyokensyoinkai/_icsFiles/afieldfile/2015/10/20/1kensyoiinkaisankou2.pdf (2016年12月1日現在)
- (10) 「財務省理財局監査（平成20年2～3月実施）結果の概要及び対応」http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/sonota/kikanhosyokensyoinkai/_icsFiles/afieldfile/2015/10/20/1kensyoiinkaisiryuu11.pdf (2016年12月1日現在)
- (11) (公財)日本国際教育支援協会「平成27年度 決算報告書」4頁および7頁。<http://www.jees.or.jp/about/document/kessan/H27.pdf>
- (12) 財務省理財局による日本学生支援機構の「政策コスト分析」にはすべて冒頭でこの言葉が書かれている。
- (13) 規制改革・民間開放推進会議とは、(内閣総理大臣小泉純一郎総務大臣郵政民営化担当竹中平蔵) 規制改革・民間開放推進会議八代主査、草刈副主査、黒川委員、安念専門委員、翁専門委員、福井専門委員美原専門委員という体制で「経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な次に掲げる事項を総合的に調査審議すること。」を目的に制令で根拠づけられた諮問機関である。<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2005/1108/agenda.html> (2016年12月1日、現在)
- (14) <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/market/index.html> (2016年12月1日、現在)
- (15) http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2005/1108/summary051108_02.pdf (2016年12月1日、現在)
- (16) 前掲、『政策コスト分析に関するハンドブック』を参照のこと。

What is the Cost of the Scholarship Project Policy?

Takeo SHIBATA

Abstract

This paper questions the calculation of the cost of the policy of the Scholarship Project run by the Ministry of Finance Bureau of the Ministry of Finance in its support of the Japan Student Services Organization through national taxes and subsidies. While the scale of the operation of the Scholarship Project of the Japan Student Services Organization is expanding, the amount of national taxes used to support the Scholarship Project continues to decline, even though the money is used to support honor students through the Fiscal Investment and Loan Program (FILP). However, a profit is made by the Scholarship Project, and the source of this profit is interest from scholarships and a fine for late payment of any fees involved. The purpose of the Japan Student Services Organization is “to develop a school environment in which subjects can be learned with confidence”, but if the severity of the demand for repayment of the scholarships serves only to reduce the cost of running the Scholarship Project, the merit and validity of the Scholarship Project need to be questioned.

Key words: the policy cost, Ministry of Finance Bureau of Finance, Fiscal Investment and Loan Program (FILP), the Scholarship Project, Japan Student Services Organization